

8910

七

決裁指定

永久

閱

大臣	件名		受領番		連帶
大臣	教道守隊及練習隊下士兵卒分遣時期中改正ノ件		〇〇〇〇		連帶
次官	高級		〇〇〇〇		課名
副官	主務		〇〇〇〇		決定後同
局長	主務		〇〇〇〇		主計
主務	課長		〇〇〇〇		
課員	主務		〇〇〇〇		
審案	筆記		〇〇〇〇		
局長		課長		〇〇〇〇	
次官		高級		〇〇〇〇	
副官		主務		〇〇〇〇	
課員		主務		〇〇〇〇	
主務		課長		〇〇〇〇	
局長		課長		〇〇〇〇	
大臣		件名		受領番	
大臣		教道守隊及練習隊下士兵卒分遣時期中改正ノ件		〇〇〇〇	
次官		高級		〇〇〇〇	
副官		主務		〇〇〇〇	
局長		主務		〇〇〇〇	
主務		課長		〇〇〇〇	
課員		主務		〇〇〇〇	
審案		筆記		〇〇〇〇	
局長		課長		〇〇〇〇	
次官		高級		〇〇〇〇	
副官		主務		〇〇〇〇	
課員		主務		〇〇〇〇	
主務		課長		〇〇〇〇	
局長		課長		〇〇〇〇	
大臣		件名		受領番	
大臣		教道守隊及練習隊下士兵卒分遣時期中改正ノ件		〇〇〇〇	
次官		高級		〇〇〇〇	
副官		主務		〇〇〇〇	
局長		主務		〇〇〇〇	
主務		課長		〇〇〇〇	
課員		主務		〇〇〇〇	
審案		筆記		〇〇〇〇	
局長		課長		〇〇〇〇	
次官		高級		〇〇〇〇	
副官		主務		〇〇〇〇	
課員		主務		〇〇〇〇	
主務		課長		〇〇〇〇	
局長		課長		〇〇〇〇	

連帶

課名

決定後同

主計

永存

〇〇〇〇

陸達

大正十四年七月二十一日 陸達第三十五號 教導隊及練習
 隊下士兵卒分遣時期 區分表 中 陸軍士兵學校 教
 導隊大隊ノ行方左ノ通改正ス

昭和二年 月 日

陸達第三十五號

六月三十日

官報照合

陸軍士兵學校教導隊

陸軍大臣 白川義則

陸軍教導隊	軍曹伍長	八月下旬分遣	一軍曹伍長分遣
工導	哨兵、銃卒	九月中旬歸隊	二哨兵分遣
兵隊	約一年	十月上旬分遣	三哨兵分遣
學隊	其他、兵卒	九月中旬交代	四哨兵分遣

陸軍士兵學校教導隊大隊ノ行方左ノ通改正ス
 區分表 中 陸軍士兵學校 教導隊大隊ノ行方左ノ通改正ス

八月下旬分遣
 九月中旬歸隊
 十月上旬分遣
 九月中旬交代

一軍曹伍長分遣
 二哨兵分遣
 三哨兵分遣
 四哨兵分遣

補

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

シムルコトヲ得

理由

一、陸軍工兵學校ノ教育課目中特ニ長期ノ演練ヲ要スヘキモノアルヲ以テ分遣下士ノ一部ヲ二年交代トス

二、特業者ノ分遣時期ハ一般兵卒ト同様ニスルニ非レハ教育上不便アルヲ以テ他ノ諸學校ト同様トス

陸軍